

委員会提出議案第3号

中間市第5次総合計画基本構想の策定に関する審査特別委員会の設置について

中間市第5次総合計画基本構想を策定するに当たり、基本構想及び基本計画に係る調査及び審査のため、地方自治法第109条第1項並びに中間市議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり特別委員会を設置することについて、議会の議決を求める。

令和5年6月20日 提出

提出者 議会運営委員会委員長 柴田 広 辞

[提案理由]

中間市第5次総合計画基本構想を策定するに当たり、基本構想及び基本計画に係る調査及び審査のために設置するものである。

中間市第5次総合計画基本構想の策定に関する審査特別委員会の設置について

- 1 名 称 中間市第5次総合計画基本構想の策定に関する審査特別委員会
- 2 付議事件 第37号議案「中間市第5次総合計画基本構想の策定について」の調査及び審査を行うこと。
- 3 委員定数 15人（議長を除く。）
- 4 正副委員長 委員長1人、副委員長1人を互選により選出
- 5 設置期限 付議事件の審査が終了するまで。ただし、議会閉会中の調査及び審査を行うことができるものとする。
- 6 設置根拠 地方自治法第109条第1項並びに中間市議会委員会条例第6条第1項及び第2項
- 7 その他 中間市第5次総合計画基本構想審査特別委員会の運営等については、委員長及び副委員長並びに各会派（委員長又は副委員長が属する会派を除く。）から選出された委員で構成する理事会において協議し、決定するものとする。